



2025年5月26日

各位

会社名 株式会社 文 溪 堂
代表者名 代表取締役社長 水谷 泰三
(コード番号 9471 名証メイン)
問合せ先 取締役管理本部長 吉田 裕之
(TEL 058-398-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月26日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2025年6月24日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役の員数について、取締役全体の員数の最適化を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数を12名以内から10名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役会の招集者および議長について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集者、議長および招集通知）に対して必要な文言の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役の員数は、 <u>12名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役の員数は、 <u>10名以内</u> とする。
(取締役会の招集者、議長および招集通知) 第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> が招集し、議長となる。 2 <u>取締役会長が欠員の場合および取締役会長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</u> 3 (条文省略)	(取締役会の招集権者、議長および招集通知) 第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</u> 3 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年6月24日（火曜日）（予定）
定款変更の効力発生日 2025年6月24日（火曜日）（予定）

以 上